第二号中「分損特約の有無」の下に「及びてん補方式」を加え、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		分損特約の有無及びてん補方式					
		分損特約がある場合				分損特約がない場合	
		各網についての全損契約を締結する場合		その他の場合			
		通常てん補方式	地震等限定てん補方式	通常てん補方式	地震等限定てん補方式	通常てん補方式	地震等限定てん補方式
北海道さけます定置網	一月から七月	〇・五％	〇・〇一％	〇・〇一％	〇・〇一％	〇・三〇％	〇・〇一％
	八月	一・四〇	〇・〇一	二・七〇	〇・〇一	〇・八〇	〇・〇一
	九月から十二月	一・七〇	〇・〇一	三・二〇	〇・〇一	一・〇〇	〇・〇一
大型定置網	一月から七月まで及び十一月	〇・三九	〇・〇一	一・〇四	〇・〇一	〇・二六	〇・〇一
	八月から十月まで及び十二月	一・一七	〇・〇一	三・三	〇・〇一	〇・九一	〇・〇一
小型定置網	一月から七月まで及び十一月	〇・六六	〇・〇一	一・〇六	〇・〇一	〇・八〇	〇・〇一
	八月から十月まで及び十二月	一・六〇	〇・〇一	三・五九	〇・〇一	二・〇〇	〇・〇一

第二号の表備考ホ中「同表の下欄に掲げる割合」の下に「（当該共済契約に係るてん補方式が地震等限定てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を加え、同表備考ト中「第百三十六条の二第一項」を「第百三十六条の三第一項」に改める。

第三号中「分損特約の有無」の下に「及びてん補方式」を加え、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

分損特約の有無及びてん補方式		率
分損特約がある場合	通常てん補方式	一・九〇％
	地震等限定てん補方式	〇・〇一
分損特約がない場合	通常てん補方式	〇・六〇
	地震等限定てん補方式	〇・〇一

第三号の表備考イ中「同表の下欄に掲げる割合」の下に「（当該共済契約に係るてん補方式が地震等限定てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を加え、同表備考ハ中「第百三十六条の二第一項」を「第百三十六条の三第一項」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である漁業施設共済の共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十一条第一号の規定に基づき、平成七年九月二十日農林水産省告示第千五百十三号（漁業災害補償法第百四十一条第一号の規定に基づき漁業共済組合連合会の養殖共済に係る純再共済掛金の金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表中

「令第二十二条の三第二十五号に掲げる養殖業	
赤潮特約に係る部分	八五・〇
赤潮特約に係る部分以外の部分	九〇・〇

」を

「令第二十二条の三第二十五号に掲げる養殖業	
赤潮特約に係る部分以外の部分	八五・〇
赤潮特約に係る部分	九〇・〇
令第二十二条の三第二十六号に掲げる養殖業	
赤潮特約に係る部分以外の部分	八五・〇
赤潮特約に係る部分	九〇・〇
令第二十二条の三第二十七号に掲げる養殖業	
赤潮特約に係る部分以外の部分	八五・〇
赤潮特約に係る部分	九〇・〇
令第二十二条の三第二十八号に掲げる養殖業	
赤潮特約に係る部分以外の部分	八五・〇
赤潮特約に係る部分	九〇・〇
令第二十二条の三第二十九号に掲げる養殖業	
赤潮特約に係る部分以外の部分	八五・〇
赤潮特約に係る部分	九〇・〇
令第二十二条の三第三十号に掲げる養殖業	
赤潮特約に係る部分以外の部分	八五・〇
赤潮特約に係る部分	九〇・〇
令第二十二条の三第三十一号に掲げる養殖業	
赤潮特約に係る部分以外の部分	八五・〇
赤潮特約に係る部分	九〇・〇

」

に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十三号（漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき漁獲共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表（備考を除く。）を次のように改める。